

# 平成25年第12回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成25年6月12日

## 【開会】

### 【議案第1号～議案第10号・陳情第6号審査】

日程第1	議案第1号	葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に 関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第2	議案第2号	平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	3
日程第3	議案第3号	葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	22
日程第4	議案第4号	葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
日程第5	議案第5号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	22
日程第6	議案第6号	常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日程第7	議案第7号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日程第8	議案第8号	葛巻町定住促進住宅条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第9	議案第9号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	28
日程第10	議案第10号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	29
日程第11	陳情第6号	「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求め る意見書」に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・・・	29

平成25年第12回葛巻町議会定例会会議録 第2号（輝くふるさと常任委員会）

告示年月日	平成25年5月22日（水）					
招集年月日	平成25年6月11日（火）					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成25年6月11日～平成25年6月18日 8日間					
会議の月日	平成25年6月12日（水） 開会10時00分 閉会12時12分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  （凡 例） ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6		
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		5 番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副 町 長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教 育 長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監 査 委 員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	鳩岡 修			

( 開会時刻 10時00分 )

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に、日程第1、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

町税条例の一部改正についてでございますが、改正点の2点について確認をいたしたいと思います。

附則の第7条の3の2の関係で、個人の町民税、住宅借入金特別税額控除がございます。これにつきましては、4年間延長するというような中身のものが必要な内容のようでございますが、現在、この特別税額控除を受けている対象件数はどのような実態になっているのでしょうか。そしてまた、この控除の影響額はどのような内容になっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

もうひとつには、附則の第3条の2の関係で、延滞金等の納税環境の整備がございます。この改正は、延滞金の割合等の特例のようでございますけれども、これについても、現在の特例延滞金に該当する事例状況等はどういうような中身になっているのか、その内容について、お知らせをいただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

住民会計課長。

#### 住民会計課長 ( 上小路隆男君 )

お答えいたします。

住宅借入金等特別住宅控除についてのご質問であります。

平成25年の申告における住宅借入金控除の状況であります。所得税の控除、それから、住民税の控除がございますけれども、所得税の控除も含めました対象人数は99

人となっております。

このうち、今回の改正は、平成26年から平成29年までの入居者についての改正でございますが、この平成24年に入居したものの状況でございます。この対象者は8人でありました。控除額が1,236,700円ほどとなっております。

このうち、所得税で控除し切れなかった県民税、町民税を合わせました住民税でございますが、この人数は4人で166,400円ほどでありました。さらに、町民税だけを見ますと、4人で99,840円ほどでありました。

そのようなことから、平成26年から平成29年までの部分につきましては、申告があったからのもので、なかなか見通しが付けにくいところでございますが、平成26年1月から3月までの部分については5パーセント、最高額97,500円、平成26年4月から平成29年12月までの部分については7パーセントと、2パーセントほど上がるわけでございますが、最高額136,500円ほどというような状況になってございますので、この率が影響してくるものだろうと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、延滞金の部分でございます。葛巻町における事例というようなご質問だったと思いますが、延滞金は本税が納期限までに納付しきれない場合に、遅延した期間に応じまして課されるものでございます。延滞金の額は、原則として本税の法定納期限の翌日から起算して、その税を完納するまでの期間の日数に応じて、その未納に係る本税の額、原則14.6パーセントでございます。その部分につきましては、一定の期間によりましては7.3パーセントというような状況になってございますが、この部分について課税されるのが、延滞金と理解してございます。

本町におけるところによりましては、滞納整理、いわゆる滞納処分をされた方について延滞金を課税させていただいておる状況でございます。そのような方々に対する延滞税の率の引き下げというような改正の内容でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

滞納の方の延滞金ですが、これは、あまり件数はないということになりますか。今、大体何件とか、そのようなことについては、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

過去5年間の状況でございます。延滞金の件数でございますが、金額にしまして、平成24年度が86,207円、23年度が118,531円、22年度が357,590円、21年度が2,841,639円、20年度が181,236円と、このような状況になってございます。先ほども申し上げ

ましたように、延滞の滞納処分等によりまして、年度によって金額のばらつきがありますが、以上のような状況になってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第2、議案第2号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。辰柳委員。

辰柳敬一委員

12ページのプラトーのボイラーの改修について、お伺いをいたします。

すでに入浴施設は完成しておるわけではありますが、なぜ、今ボイラーなのか。その辺の内容についてお伺いします。

それから、もう1点であります。くずまき高原牧場内はバイオマスの発電であるとか、あるいは生ごみの投入によってガス等の発生も多くなっているというお話を伺っております。そういったことから、交流館プラトーの給湯施設等は、できれば、くずまき高原牧場に相応しいような、そういったものの採用がなされれば、より効果的ではないかと思うのですが、そういったことについての検討はされなかったのか。その2点について、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今のご質問にお答えいたします。

プラトーのボイラーの関係ですが、この施設は平成7年に整備されてございまして、これまで18年経過してございます。そうした関係で、ボイラーが動かないということではないのですが、経年経過で出力が落ちてきてございまして、お湯の給湯に時間がかかるというような状況になってきてございます。そうしたことから、今回ボイラーの交換をするという形で考えてございます。

エネルギー関係の施設、ボイラー等の検討ということですが、既存の施設で、ボイラーの入るスペースが限られた形になってございますので、今回は重油、灯油を使ったボイラーに替えるといった形で考えたものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

このボイラーのお湯が間に合わないというのは、入浴施設を整備する段階では分からなかったことなのではないでしょうか。せっかく入浴施設が完成したにもかかわらず使えないという状況にあるわけでありまして、やはり、この辺は、入浴施設を整備する段階でボイラーがどうなのか、あるいは給湯環境はどうなのかということは検討されてしかるべきことではないかと思えます。課長からは、古くなったので交換するということですが、せっかく新しい施設になってもお湯の十分な供給ができない、ボイラーが完成するまで使えないわけでありまして、その辺は、もう少し慎重に進めてほしかったと思うのですが、今一度お願いを申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回のプラトーの入浴施設等々を含めての改修整備でございまして、昨年8月、9月から検討をして、今回、整備を進めたわけでありまして、その際に、今の既存の施設の機能、あるいはボイラー等の能力、そういったようなものを、しっかりと設計業者からも確認の上で進めてきたところでございましたが、3月後半から4月にかけてのあたりで、先ほどお話いたしましたように、ボイラーの方の年数がかなり経過しているということ等から、故障が出てきたというようなこと等もございまして、計画を立てる段階では、そういう能力そのものはしっかりと確認しながら進めてきたところでございましたが、その後にそういう形になって、現在のような対応をしなければならないということでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員

**辰柳敬一委員**

以前に、県外の熱交換施設等も研修したことがございますが、くずまき高原牧場内にはバイオマスであるとか、木質バイオ等もあるわけでありまして、同じ投資をするのであれば、せっかくのプラトーへの供給、給湯施設等については、もう少し工夫をして、全国からクリーンエネルギーの町ということで見学者も来られるわけでありますから、そういったお湯の活用等々については、もう少し前向きに検討していただければと思いますが、今後の町としての、そういったものへの取り組みについて伺いたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

お答え申し上げます。

プラトー、あるいは、くずまき高原牧場等については、特に畜産バイオ、木質バイオ等々の再生可能エネルギーを導入しながら検討するべきではなかったかということでございますが、そういう中で、昨年でございますが、正に委員さんからお話がありましたように、岩手県と町が、再生可能エネルギーを施設に導入するに当たっての課題についての検討委員会を、葛巻をフィールドといたしまして検討を進めているところであります。今年度も引き続き、その課題等を整理しながら、今後の、やはり、そういうエネルギー供給センター等々を想定してのものであるわけでありまして、岩手県内に、そういう部分を導入する際のひとつの指針といいますか、方向性を示すひとつのものとして、今、葛巻町のこういう施設をフィールドといたしまして検討をしているところであります。といいますのは、やはり、どうしても、そういう形の中に活用していく場合の、これまでの実証試験ということで進めてきた経緯の中でも課題があって、さらに次の事業への展開ということには、なかなかかなりにくい部分もあつたわけでありまして、そういう課題等を整理しながら、そういう関係機関にも改善策を要望しながら、導入に向けて、今、県と一緒に進めておるところであります。そういう結果を持ちながら、今後、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。高宮委員。

**高宮一明委員**

15ページの教育費の中で、小学校費あるいは中学校費にまたがる関係であります。耐震診断業務、これは小学校費、中学校費とも減額であります。この理由をお聞かせいただきたいと思います。特に、繰越明許でもってきたものであります。減額された理由等についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

小中学校の耐震診断業務についての委託料、これは、確か補正予算の説明の段階でも総務企画課長から申し上げたと思っておりますが、国の補正予算の対象になりまして、24年度の最終補正予算において予算措置をしていただきまして、すでに発注済みということで、当初予算の段階では、まだ国の補正予算の用途が立ちませんでしたので当初予算に計上しましたが、その後、24年度の国の補正予算を利用しまして、そちらで対応したことから、今回、減額をするものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。鳩岡委員。

鳩岡明男委員

13ページでございます。

道路改良事業費の中で、茶屋場田子線の改良はどのような、本年度はどれ程度、そしてまた、いつ頃が完成の目的かというようなことを具体的にお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

今回の補正は、今までの歩行空間の確保のための設計と調査のための建物、物件移転補償業務の委託料となっております。

今年度は、今、用地の交渉中でありまして、それが済み次第に順次、茶屋場の方から工事を進めていくことになっております。

完成は、平成30年度を目的としております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

鳩岡委員。

鳩岡明男委員

このことについては、町民が大変期待をしているところでございますので、地権者の皆さん方に協力を得ながら、一刻でも早く完成をしていただければと思います。バイパス機能も兼ねた改良道路ということになれば、秋まつりなどの町のイベント等も、今の道路をしっかりと通行止めをしながら、町を盛上げていくためにも非常に良いことだと思いますので、ぜひとも力を出していただいて、完成させていただきたいものと思います。



輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

昨日、説明がありましたけれども、9ページの協働のまちづくり事業経費と七滝の管理経費の中身について、どのような事業をやられるのか、詳しく説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

9ページの一番下の、人と環境にやさしいコミュニティ拠点づくり事業でございますが、今年度の新規事業ということで、これまで町が設置いたしました地区センターにつきましては、町が太陽光発電あるいは蓄電の設備を整備しまして、災害時の電源等の確保、あるいは通常は売電という形の中で、地域のセンターの運営等にも役立てていただくというようなことで整備済みでございますが、それ以外の、地域で設置している公民館等につきましては、その際にも今後の課題ということにしておりましたが、今年度の新規事業ということで、公民館への太陽光の設置、あるいはトイレの水洗化、それと入浴施設の整備、この3点をメニューとする補助金として創設したものでございます。

今回、この事業について、それぞれの自治会の総会ですとか、連合会の総会ですとか、いろいろな場で周知を図ってまいりましたが、これまでに手を挙げていただいたといえますか、相談等は何件もありましたが、そういった中で、ある程度、地域でも方向性が固まりつつあるところもございまして、今年度、実施に向けて進めたいというところが3カ所ございました。江川地区で1カ所、葛巻地区で1カ所、田部地区で1カ所、それぞれ出てきてございまして、1カ所分しか計上してございませんでしたので、今回、その他の2カ所分について計上させていただこうとするものでございます。

それから、次のページでございますが、自治総合センターのコミュニティ補助金ということでございます。

これにつきましては、毎年、前年度に各自治会の方にご案内を申し上げて、申請を取りまとめ、県の方に進達をしておりますが、昨年度は二つの団体から要望がございました。その二つについて上げましたところ、先般、どちらも採択になったということで連絡をいただきまして、今回、補正計上になったものでございます。

1カ所は、橋場生活改善センター運営委員会でございます。内容は、センターの備品でありますテーブル、イス、あるいは行事、イベント等の際に活用する放送設備、マイクですとか、スピーカーですとか、アンプですとか、そういったもの等が中身になっておりますが、2,500,000円でございます。

それから、もうひとつは、馬淵川源流太鼓の会でございます。3尺の大きな太鼓でござ

ございますが、これを1台、それから、ジュニア用の絆纏、帯、ジャンパー等35人分を整備するというような内容になっておりまして、2,300,000円となっております。

今年度は、この2件を申請いたしまして、2件とも認められたという状況になっているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

2点目の、七滝の山村広場の遊歩道の改修工事の関係について、ご説明させていただきます。

この七滝の山村広場は、平成11年度に林業山村活性化林業構造改善事業で整備された施設でございまして、今14年経過してございます。

これまでは、地元の自治会と管理協定を結びまして、トイレの管理ですとか、駐車場の草刈り、それから、小破修理等をお願いして管理をしてきておりましたのですが、今回、調査した中では、全面的に木柵が倒壊したり、階段の踏み板が腐食していたり、一般的に施設の傷みがあるということで、修繕を凶ろうとするものでございまして、滝の一番奥のところに10メートルほどの木橋があるのですが、その床板の張り替えと、それから、そこまで行く遊歩道のところに木柵が67.5メートルほどあるのですが、その取り替えと、それから、途中にあります階段の部分の踏み板の交換、そういった内容の修繕を行いまして、施設の長寿命化を凶ろうとするものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

協働のまちづくりの関係ですけれども、前年度に地区センターに太陽光パネルを設置していただきまして、大変助かっていると思いますが、それは全体的に経費が間に合っているのかどうか。この補正予算には関係がないわけですが、前年度、センターの施設にパネルを付けたものについては、どのような運営になっているのか、お伺いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

太陽光の関係につきましては農林環境エネルギー課の方の事業でございまして、その後、それぞれの自治会の総会、決算等にも、そういった売電収入ですとか、管理の関係等も出てきておりまして、若干、把握させていただいていた分もでございます。

基本的には、ほとんどの自治会、地区センターについて、経費を売電収入の方がかな

り上回るといふ状況になってございまして、水洗化の関係で、冬期間電気料がかさむというような部分についてもカバーした上で、さらにお金が残るといふような状況に、ほとんどがなっているところでございまして。

その中で一部、1カ所か2カ所ということになるかと思いますが、そういった経費を賄うところまでいっていないところがございまして、それについては、パネルの数の問題ですとか、冬期間の積雪の関係ですとか、いろいろな要因もあるようでございまして、その辺について、地域の方からも今お話を伺っているところでございまして、今年度、何か対応策がないのかという部分は検討させていただくということで、今、地域の方々ともお話を進めているところでございまして。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

大半のパネルでは収入があったということで、大変喜ばれているかと思っております。ただ、全部ではないということについては、パネルを増やせるのか増やせないのか、増やしても無駄なのか、その辺を考える余地があるのかないか、お伺いしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

その辺に関しましては、先般お聞きしている状況もありますが、冬期間にずっとパネルに雪が積もったままの状態経過したというような経緯もあるということと、パネルが屋根に乗っているの、そういう雪をやる管理というの、なかなかしづらいというようなこと、それから、それについては屋根の面積の問題とか、いろいろな部分から、そのパネルの枚数等も最終的に決まっている部分もございまして、なかなか追加するのもということもありますし、全体的に同じような基準の中で要領等も決めてきた経緯もございまして、そういった中で、どういうことができるかという部分については、相談していきましようということにしてございまして、ご理解賜りたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

雪を除去すれば発電ができるわけですが、やはり事故にもつながります。ただ、冬場は若干の月数なので、夏場に稼がせるようにすれば解消ができるのではないかとも思います。計画は、それで間に合うということで計画されたのでしょうか。そして、太陽のせいにするわけにはいきませんが、やってみて足りないということになれば、パネルを増

やすか、増やしても無駄なのか、そこを早めに調査をして、良い方向にもっていっただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

地区センターの管理の関係でございます。

太陽光発電を設置した目的につきましては、2日間ほど蓄電池に蓄電をすることによって、災害対策等ができるという目的で設置をしたものでありまして、今ご指摘の部分につきましては、支出の方が多いということで、そのすべてを太陽光発電で賄うという内容のものではありません。ですから、その支出の部分の検証をしながら、太陽光発電の増設というよりも、その支出の見直しであったり、補助の見直しであったり、そういった別な観点からの検討をさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

私の方では、自治会の収支の関係の相談ということで、窓口的にお受けした部分もでございます。公民館の運営については、教育委員会の部分もでございますし、太陽光を設置した関係の所管は、農林環境エネルギー課ということになってございます。そういった中で、自治会の収支の関係でということをお話をお聞きした点もありますので、その関係機関の中で対応させていただきたいというように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

売電ができなかったというのは、おそらく冬部の改善センターのことだろうと思っておりますが、平成18年だったでしょうか、センターの管理費が下げられて、運営できないということで、何カ月か休んだ経緯があります。私は、そのとき入院した年だったと思っておりますが、退院して、やれるだけやって、やれない部分があったら町に協議をお願いしなさいと、とにかく努力してみるのだということでセンターを使うようになりました。それぞれ、どこの部落でも集会所があります。どのような試算をして、そのパネルを設計したのか。やはり、小さくても大きくても電気が必要ですし、おそらくトイレの便器も一つずつ付けたはずですので、小さくても大きくても、必要なものは必要ですから、できれば、その地域の人たちに負担があまりかからない管理にもっていかなければ

ばならないと思いますが、当局ではどのように思っていますか。町長からお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

今、冬部、市部内のセンターという名前が出てまいりましたが、各地区のセンターの運営につきましては、それぞれ自治会から指定管理者となっただきまして、管理をしていただいております。

今回、太陽光発電を設置することによって、災害対応ができるということと併せまして、ほとんどの施設で、確かに売電収入が施設管理等に利用できるというような状況になっております。決して、その発電、あるいは売電量が、その水道であったり、電気料の支出を賄えないものではありません。その施設を管理するため、すべての経費の中において不足が生じているというようなことでもございますので、そういった部分を地区の皆さんと話をしながら、運営に関わって、こういった支援ができるかということ、今、教育委員会といたしましても検討しておりますので、決して、地区の皆さんに大きな負担をかけて運営をしてくださいというものでもありませんし、そこは地区の皆さんと相談をしながら、大きな負担にならないような対応を取っていきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

地区の皆さんに負担をかけないようにとの話ですが、負担はかかっています。これ以上、負担をかけないようにしていただければと思っておりますので、この件については終わります。

あと、七滝の件については、おそらく県事業でやったはずですが、あのような修理については、県からの負担は全然ないのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

先ほど申しましたとおり、林構事業ということで、国庫の事業で整備してございますが、維持修繕の関係につきましては、これに該当する補助事業はないということで、単独で実施させていただくものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

地区、町を挙げて応援をしていただいて、まつりも大成功に終わっていると思います。それに、県からも土砂止めや落石防止、こういうものの予算をかなり付けて整備していただいております。そして、行く途中の沢も大きく土砂が抜けてきて、これも町で除去していただきました。これも、皆さん大きな声で感謝しているように聞こえております。

それと、その事業には含まれておりませんが、東屋の右側に、どちらが架けたのかは分かりませんが、木で作った土の橋があります。それが崩壊するといいますが、落ちるような形でいます。今話を聞きますと、橋が含まれていけませんので、そういう事故のないような、かなり私も行っていきますけれども、あちこちから来て、見ている方々がたくさんおります。そしてまた、この間、NHKの方も来て写真を写したりして、放送されたと思いますが、かなり遠くの人度も度々来ていますので、事故のないような管理の仕方を、早めに気にかけていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

#### 小谷地喜代治委員

16 ページの郷土資料館の管理経費の中の修繕費ですけれども、どこの地区の修繕をし、そしてまた、修繕はどのような内容のものか伺います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

#### 教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

郷土資料館の修繕費の関係でございますが、小田地区にあります民俗資料館やすらぎの家の水道管が漏水をしている状態で、現在、給水ができないような状態ですので、水道管の新設をしようとするものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

最初に、基金の関係からお伺いをいたしたいと思います。

今回も、270,000,000 円の基金補正額が出ておりまして、特に公共施設の基金につきましては、今年度 2,000,000,000 円の残額見込みというようなことでございますし、また、地域づくりも 670,000,000 円ほどと、これらの基金を合わせますと 3,940,000,000

円、間もなく4,000,000,000円に達しようかと、このようになっているわけでございますけれども、町民の目から見ますと、この基金は、貯金と家庭に例えれば、貯金のような感じがするわけでございますが、なぜ、このように町だけが裕福なのか、そしてまた、このように積み立てて、どのような使い道になっていくのだろうかというような関心が高いようです。

特に、この公共施設等の整備基金については、この基金が設置されて間もなく、短期間に2,000,000,000円を超えるような積立額ということで、病院等の建築等も視野に入っているかと思われませんが、これが、必ずしも病院だけに全部充当されるわけではないと思うのでございますが、今後の、こういったような基金の積み立ての見通しもなければ、住民の方々に対しての説明もできないような状況の、高額なものになっていると、町だけが裕福というような感覚を持っておられる方が多いようです。

こういったような部分では、公共施設整備基金とか、この主要3基金については、今年度の、今後の積み立ての見通しは、どのような見通しを立てておられるのか。

そしてまた、できれば、この公共施設等の整備基金についても、病院だけではなく、もっと公共施設があるというようなことも前々からの答弁では言っておられるわけでございますけれども、その辺のところは全く見通しもつかず、町民の方々に聞かれても、このような裕福さだけが優先されているような感じがするわけでございますが、この基金の今後の見通し等について、お伺いをいたしたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

基金の見通しということでございますが、公共施設整備基金につきましては、今年度から本格的に葛巻病院、あるいは江川簡水の事業が始まる年度になっておるところであります。

それから、昨日の一般質問にもございましたが、30年から40年、そして40年を過ぎた公共施設等々ということの中で、保育園の施設につきましても40年を過ぎているという施設もございますし、あるいは小学校の改築をしなければならない学校校舎、体育館等々もございます。そのほかに養護老人ホーム、さらには地区センター等々につきましても、昭和50年代に整備した地区センター等も数多いわけでありまして、そういうこと等々も踏まえながら、計画的に将来の財政負担というものを考えながら、今回も公共施設整備基金につきましては100,000,000円をさらに積み立てをする計上をさせていただいたところでありまして。

いずれ、今後そういう課題を一緒に計画的に、完成してから再整備するというような状況にならないように、また、公共施設を集中的に整備した時期もございます。さらには、今回のように定住住宅等々の新たな行政課題というのもございます。そういう観点の中で、施設整備等の後年度の財政負担等にも柔軟に対応していけるような財政運営と

いうことを考えて公共施設整備に向けた基金の積み立てをしたものであります。

それから、地域づくり振興基金につきましても、今回170,000,000円を積み立てさせていただいたところであります。

これにつきましては、今、町民が生活の中で安心して暮らせる、生活の中で感じている不安を一つひとつ解消しながら、安心して暮らせるまちづくり、そしてまた、住み続けたいと思える町ということを目指しながらの取り組みをしているところであります。

そういう中で、今年度も住民の安心に主眼を置いた形の中で、各行政分野におきまして新規、そしてまた、これまでの拡充ということで、新規につきましては25事業ほど、拡充につきましても7事業ほどございますが、そういう事業を取り組みながら、例えば、少子高齢化の中で諸課題であります、バス対策の中で、町内一円を100円の運賃で利用していただけるような仕組み、さらには中学校までの医療費の完全無料化、さらには、体育振興会ごとではございますが、地域安全支援員の各地区への配置も今考えております。さらには、先ほども質問がございましたが、地区センター、地区集会所、これにつきましても、町が設置、整備している地区センターと同様に、災害時に避難、あるいは停電といったものに対処できるように、そういう対策も講じていくというようなもので、今回も、そういう措置もしたところでありますし、さらには商工業におきましても、商店の整備、備品等につきましても更新できる助成、支援、さらには学校の関係でございまして、学力向上支援員、さらには幼児教育のアドバイザーなども配置しながら、そういう面では、きめ細かな対策を講じてスタートしたところであります。こういったようなものを、今後もそれぞれの行政分野において、さらに、そういう対策が課題としてあるわけでございますので、これに順次対処していきたいというような考え方の中で、今回、地域づくりの方に170,000,000円計上させていただいたものであります。

いずれ、そういう中に、多様化する住民のニーズに応えながら、そしてまた、より柔軟に対応していくための財源として、さらには山村のモデル、そういう部分としての先駆的な取り組みにも結びつけていきたいというもので、今回の地域づくり振興基金に積み立てておるものであります。

いずれ、これにつきましては、有利な過疎債のソフト事業も23年度からあるわけですが、これも有効に活用しながら、併せて、一般財源の投与をしながら、住民の安心安全というものをしっかりと構築していけるような行政を進めたいという観点の中で、今回も基金の整備をしたものであります。後年度の負担というものを考えながらのものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

私は、たくさん積み立てたこと自体が悪いと言っているものではございません。住民の方々に、今お答えになったような用途を明確に、もう、このくらいの金額になりますと示していく必要があるのではないかと、そのようなものに向けた流用活用をしていき



たいというようなことを、もう少し町民向けにお知らせしていく必要があるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

そういう整理にはなっていなかったわけですが、町民向け予算書等々につきましては、今回のような新たな事業、あるいは拡充した事業、そういったものを整理しておりますが、今ございましたように、基金からの取り崩し等も充当しているということも分かるような整理もしながら、住民にそのようなものを十分伝えていけるように、今後の整理を検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これは、今後も増える見込みがあるわけですので、今、答弁されたような中身で、単に裕福だと思われないような、それからまた、何のために使うであろうかといったような部分についても説明できるような、こういったような積み立てをする際には、そのようなことも、きちっとした上で対応していただければ分かりやすいのではないかと、これは要望でございますけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、9ページでございますが、昨日も若干説明がありましたけれども、今回、バス路線の運行拡大支援対策として650,000円ほど計上になっておりまして、この100円バスは非常に評価も良いというようなことで、町長も、くずまきテレビに出て、笑顔でいろいろとお答えしていた状況も映っておりました。町長自身、こういったような100円バスを企画して、このように運行になっているわけでございますけれども、100円バスを運行させての所感をお伺いいたしたいと思っておりますし、それからまた、この100円バスが多く利用されることを望んでいるものでございますが、これについては、利用が多くなっても、このような形での対応を今後していくのか、その辺のあたりも教えていただきたいと、このように思っております。

それからまた、白樺号等々の調整でございますが、あのような部分についても、もう少し簡略できないかというご意見もありますので、その辺のご検討はどのようになされているのか、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

次に、11ページでございますが、麻疹と風疹のワクチンの接種助成で300,000円が出ております。これも、年齢等の説明を昨日いただいておりましたが、今、このワクチンの助成をする意義といったような部分、それからまた、将来に向けての対応もあろうかと思っておりますが、この接種助成に向けた詳しい中身について、ご説明をいただきました

いと思っております。

それからまた、同じ11ページですが、牛乳消費拡大普及事業費の中で、町単で葛巻高校生徒への牛乳という説明を昨日お聞きしましたが、この事業についても、内容を詳しくお知らせいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

100円バスにつきまして、町長の所感ということであります。

これにつきましては、町内いろいろな地区を回りまして、多くの方々から高い評価をいただいております。また、スタートして間もないわけではありますが、多くの方々からご利用いただいておりますこと、さらに浸透していけばいい、そう願っておるものであります。

私も、実際に利用してみまして、実に快適でありました。運転をするという緊張感からも解放されるわけでありまして、バスに乗っておられる、普段会えない方々とも会話をしながら乗れたり、道中の景色もゆっくりと見られたりということでもあります。

今後、町民の皆さんからのご意見も伺いながら、このまま好評であれば、今後もずっと続けてまいりたいというように考えておるものであります。

これにつきましては、100円で町内を安く移動するというだけでなく、町の中心部に多くの方が来やすくなる、そのことによって中心部の活性化にもつながるのではないかと。あるいはまた、中心部におられる方々が、町内の、普段行く機会のないようなところに足を運んでいただいて、そして、町民の交流が盛んになったり、あるいはまた、町全体の理解が深まる、こういったことも、ぜひ必要だと。そのことによって、町民の一体感を私はつくっていきたい、そう思っておるものであります。

これは、いろいろな手法があるわけではありますが、町民を安く移動させる、そのことだけを考えますと、町が、バスも人もすべて確保しながら、それぞれの自治体が運行するというケースも全国的にはあるわけでもあります。しかし、私はそうではなくて、既存の業者、JRと連携をする、今ある企業とも連携をしていく、そして、お互いが良いような、お互いが利益につながるような、そして、共に事業として成り立つような、そういったことを目指しておるものであります。それが、今スタートして、そして一歩ずつ前進をしておりますので、もう少し状況を見ながら、今後も継続してまいりたいと考えておるところであります。

どうぞ、議員の皆様方も、ぜひご利用いただいて、感想などを寄せていただければ嬉しく思うものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

**総務企画課長（村中英治君）**

白樺号、県北バス等の手続きの簡略化についてというご質問でございました。

当初、全路線につきまして同じような方式を進めたいということで、その方が混乱も少ないということで、かなり検討させていただきました。

その中で、運賃の改定ということでございますので、そのためには、その路線に関係する市町村、業界の関係者、県あるいは国、運輸の関係で構成する地域公共交通会議というものを創設して、そこで承認をいただいて、陸運の方に運賃の改定を事業者が申請するという手続きになってございます。

今回、田部、江川につきましては町内で路線が完結しておりますので、葛巻町内の中だけの会議関係者を、タクシーさんですとか、県や陸運は入りますが、そういった少ないメンバーの中での承認をいただいてということで、そこは比較的できましたが、白樺号になりますと、久慈から盛岡までの路線になりますので、久慈から盛岡までの関係市町村、関係の業界、関係事業者すべてから集まっていただいて、承認をいただかないといけないということと、もうひとつは、料金体系が久慈から盛岡まで決まっているわけですが、そういった中で、葛巻の部分だけが100円になる、そしてまた、葛巻を抜けると普通の料金に戻るといふ、そういう料金体系にすることについての検討を陸運の方でもしないと、今すぐにはというようなこともございまして、町内にまたがる路線については今とっているような方法でとりあえずやって、今後、町外の分については協議等を進めながら、できるものであればしたいという考え方で進めているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（鳩岡修君）**

風疹の予防接種につきまして、お答えいたします。

首都圏や関西を中心に、非常に風疹患者が急増してございまして、報道等で問題化されておるところでございまして、風疹は、発疹、発熱、リンパの腫脹等を特徴としますウィルスの感染によるものでございます。基本的には、3日はしかと言われるぐらいで、要は良好な疾患でございまして、妊婦が風疹にかかりますと、胎児に風疹ウィルスによります障がいが出るということで、今、免疫をもっていない若者が多いということで問題化されておるものでございます。

今回、風疹の予防接種助成事業として計画しておる部分でございまして、その前に、これまで実施されております予防接種の経過について、若干ご説明したいと思います。

これまで国として実施した予防接種の形態が、4回変わってございます。

初めは、昭和52年から平成7年まででございまして、中学校の女子を対象に1回接種するという方法で予防接種が行われてございます。この方々は、現在51歳から34歳くらいになられておられる方々でございまして。

その後、対象者の拡張がございまして、12カ月から90カ月の男女を対象にしまして1回接種するというような方法になった時期がございまして。この間、ワクチンによる事

故等もあって、若干その経緯が途中で変化してございますが、この期間に当たっておられる方が、現在25歳から上くらいの年齢というようになってございます。この間は1回接種でございます。

その後、2回接種がされてございます。現在23歳から13歳に当たる部分でございますが、その方が2回接種というように変わってございます。

それから、平成18年からは、生後1歳と小学校入学前1年間の幼児に対しましての予防接種でございます。この部分は現行でございますが、2回接種という形になってございます。この方々は、今13歳からの年齢になってございます。

平成20年から平成24年の5年間に、特例的に中学校1年生と高校3年生の期間の方々に対しまして、2回目の接種を臨時的に実施してございます。この方々が13歳から18歳に当たっているというような、国の制度としての経緯はそのようになってございます。これを受けて、町でも予防接種を実施してございますので、このような対応になっております。

23歳以下の方々につきましては、概ね2回の接種の機会が与えられてございまして、大体90パーセントを超えるくらいの接種率になっていると捉えてございます。

今、ちょうど妊娠を希望する時期の方々に抗体がないという方があるということで、いろいろ対策をしておるわけですけれども、県内の発生状況でございますが、平成20年からのデータで、5年間で13例の感染者があると、これは妊婦さんというわけではなくて、年齢にとらわれないで、全体で13例あったということでございます。そのうちの7例が25年に発生しているというような状態で、関東圏、関西圏から見ますと、発生の割合は少ないわけですけれども、岩手県も例外的に発生が多くなっているという状態で予防接種の必要性が出てございまして、各町村においても、その対策をとっているというような状態にございます。

これを受けまして、当町での助成の内容でございますが、女性の再生産年齢と言われる49歳から24歳以上ということで、2回の接種の機会を与えられなかった年代につきまして、助成をしようというものでございます。

接種費用が8,260円というように試算してございまして、そのうちの5,000円を町で助成しようという事業内容になってございます。

町内の医療機関につきましては委託料という形で支出しますし、町外につきましては補助金という形で助成するというものでございまして、合わせて1,000,000円になってございます。委託料700,000円と、補助金が300,000円の事業費になってございます。

委託期間は7月1日から、インフルエンザの予防接種が開始します11月の前、10月末を接種期間というように考えてございます。4月から実施しました部分についても、さかのぼって助成の対象にしたいというように考えてございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

3点目の、牛乳消費拡大普及事業について、ご説明させていただきます。

この事業は、町の産業振興協議会を事業主体として実施を考えているものですが、産業振興協議会では、これまでも牛乳月間等で、役場で開催する会議や研修会、そういったときに牛乳を無料で提供する、あるいは牛乳の日には、道の駅とかこだま館等で牛乳を無償提供するような形の取り組みを行いながら、牛乳の消費拡大に取り組んできております。小学校から中学校までは学校給食で牛乳を飲む機会があるわけですが、高校に入学すると、牛乳を飲まなくなる生徒が多くなっていくというようなことがございまして、今回ミルクハウスくずまきの牛乳を無料で提供して、高校に入学してからも牛乳を飲む機会をつくって、牛乳を飲む習慣を継続させることで、牛乳の消費拡大に取り組んでいくということで考えているものですが、7月から3月まで200日ほどの期間があるわけですが、その週3日、牛乳を提供していくということで考えているものがございます。よろしくお願ひいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

100円を出せば簡単にバスに乗れるという制度は、今、一番簡単なわけですが、さらに白樺号等の利便向上については、いろいろ対策も必要なようでございますけれども、一日も早い利便向上策をとっていただければと思っております。

それから、風疹等の予防接種の関係を詳しくお聞きいたしましたけれども、これらの対象者の把握、町内出身者というようなことで、補助金は町外の方、それから、委託料は町内の方というようなことにあるようでございますが、こういったような場合の対象者の把握は大丈夫でしょうか。

それから、牛乳消費拡大については、これは第一義的には産業振興協議会に助成をした上で、産業振興協議会から、葛高生徒の方の牛乳消費拡大につなげるというような認識でよろしいでしょうか。

それから、新たに1点お伺ひいたしたいのですが、12ページの商工振興費の中で、商店等の設備更新支援事業費で4,000,000円補正になっております。

これも、おそらく需要が増えてきて、このようになったと思われませんが、総計では6,000,000円になっております。この設備更新、町内も大分商店の街並みがなくなってきたような感じもしているわけですが、こういったような需要、それから、今後の見込み、こういったような制度が大いに活用されてくるのか。さらに、これ以上のものが出てくるような期待があるのか、その見通しについて、お伺ひをいたしたいと思ひます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（鳩岡修君）**

風疹の対象者について、お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、24歳から49歳までの住民基本台帳に登載してございます人口対象者が1,535人いらっしゃいます。そのうち、概ね同類の予防接種等の実績が10パーセントから15パーセントくらいというような状況が通例でございますので、13パーセントを試算として、接種率を見込んだものでございます。

先ほど、町内、町外の部分で、私の説明で誤解があったかもしれませんが、町内の委託料として計上いたしました部分につきましては、町内の医療機関で実施し、その支払については、本人を経由しないで、代理受領という形で医療機関に町で支払うという形態を取ろうということでございますし、町外で接種された方については、領収書をお持ちいただいて、償還払いの方式で調整するというような形になるというものでございます。よろしく願いいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

牛乳消費拡大普及事業の事業実施主体の関係でございますが、これは、町の産業振興協議会を事業主体として考えてございまして、そこに補助金を出して、事業を実施しようと考えているものでございます。よろしく願いします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（村中英治君）**

商店街の設備更新支援事業の関係でございます。

今年度、新規事業ということで創設したのですが、なかなか他にも例のないような事業でございまして、どの程度の需要があるかという部分は、なかなか見通せないということから、当初2,000,000円ということで、状況を見ながら補正をして、対応していきたいというようなことで計上したところでございましたが、現在、支給まで終わったものが1,310,000円ほどになってございますし、今、申請受付中のもの等を入れますと、4,000,000円を超えるくらいになってございます。今回の補正を認めていただいた場合でも、2,000,000円くらいの残になるというようなことで、なかなか見通せない部分もございまして、そういった際には、また再度お願いをしていかなければならないかなという部分もございまして。

現在までのところだと、小売業関係が3件、飲食関係が3件、生活関連サービスが3件、これはクリーニング屋さんとか整備工場さんですが、9件ほど出てきてございますが、様々な様態の方々から出していただいておりますので、まだ、しばらく、こういった申請が続くのではないかとということに見込んでおりまして、今年度は補正等で対応

という方向で考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

商店等の設備更新の事業費でございますが、需要が多い見通しというようなことになりますと、これは今年度のみならず、また来年度も、このような事業継続になる見通しなのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

来年度以降についてのことでございますが、来年度の予算編成時期、10月、11月ころまでには、半年程度の実績も出てまいりますので、その辺の状況を見ながら、来年度に向けた対応についても検討してまいりたいと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時30分まで休憩します。

（休憩時刻 11時19分）

（再開時刻 11時30分）

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第3、議案第3号、葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。



## 柴田勇雄委員

平成24年度のラスパイレズ指数が103.6というようなことで、この超えた分の3.6パーセントを減額するという内容になっておりますが、この指数を100としたい根拠は何なのか。

そしてまた、100にしなければ地方交付税が、どのような関わりが出てくるのか、その点について、第1点をお伺いいたしたいと思います。

2点目には、期末勤勉手当、いわゆるボーナスですが、12月の支給期については、この12月までに検討したいというような説明でございしますが、どちらかと言えば、この条例を提案していながら、私から言わせれば、中途半端な判断で表現しているというように思っております。

今日の新聞でも、県職員ではボーナスは支給しますと、削減はしませんというようなことが出ているわけです。こういったような部分では、もう少し前に態度も決定した上で、議会の方にも提案していただきたいものだというようにも思っているわけでございます。このような情勢になっておりますと、ボーナスの削減はないというように受け止めざるを得ないわけでございますが、この態度の決定、提案の仕方、そういったような部分では、もう少し英断をもって提案していただければありがたいというようにも感じておりますが、いかがでしょうか。

また、このような提案に当たっては労使交渉、職員組合との交渉があると思っておりますが、こういったような部分についての交渉結果はどのような形で、議会の方に改正案を出したのか、その中身についてお尋ねをいたしたいと、このように思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の提案について、3.6パーセント削減した内容ということでございしますが、これにつきましては、今回、国の方でも復興増税ということで、所得税の分については2.1パーセント、25年間ということになっておりますし、そのほかに法人税等も、国税の分についてはあります。それから、地方税の分については、住民税の分についてはありますが、県、町合わせて、均等割1,000円の増額を10年間実施するというような内容になっておりまして、そういう趣旨を踏まえて、国の方では平均7.8パーセント削減しているという状況でございします。そういう中で、地方公務員に対しましても、国に準じた形の中で地方自治体に要請を受けておるものであります。

その中で、特に国が削減した部分と、24年度の比較等々含めてでございしますが、その中で、うちの方は平均で3.6パーセント上回っているという状況がございまして、これについて、その超える部分に対する措置を国の方で要請しているものでございします。そういう国の要請の部分もございしますし、それから、もうひとつは、先ほども申し上げ

ましたように、町民の負担につきましても、住民均等割の部分が、町の場合 500 円に増額になるわけでありまして、県の方にも 500 円ということになりますから、そういう全体的な国民負担の部分等も総合的に含めながら、今回 3.6 パーセントの削減をすることを決定したものでございます。

そのことによりまして、交付税にどういう影響があるかということでございますが、交付税の参入につきましては、その基準財政需要額に 42,000,000 円ほど減額になる見込みとなっております。そういう状況等々を判断しながら、今回の職員の 3.6 パーセントの削減を決定したものであります。

それから、期末勤勉手当の部分であります。今、国が求めているのが、減額として 9.77 パーセントであります。算定の基礎となる給料月額の水準が、国より町の方が低い部分もございまして。その部分を勘案しながら給与水準、また、その影響度等の実態を検討する必要があるという考え方から、今回この期末勤勉手当につきましては、12 月に支給されるものでございまして、そういう状況の実態把握もございまして。

もうひとつは、やはりどうしても他町村との、団体との状況の対応ということも考慮しているものであります。といいますのは、隣接市町村、あるいは管内の市町村の中で、やはり職員の、そういう部分での志気にも関わる部分にもございまして、そういう動向等も見極めながら判断することにもなりますので、今回は、そういう時期の提案にはなっていないという状況にあります。

ただ、42,000,000 円の交付税に対する減額とはなりませんが、そういう中で、新たに今年度の交付税の中に、地域元気づくり推進費ということで新たに創設されております。これにつきましては、これまでの行財政改革等の実績等も加味されまして、例えば人件費の削減、あるいは職員定数の削減等々含めての内容が加味されるものではあります。そういう中に、今回新たに 25,000,000 円、26,000,000 円ほどになるかと思っております。そういう形の中に、新たな推進費ということで創設されておりますので、そこにまた、これまでの努力の部分が交付税として参入される仕組みになっております。

したがって、今回の職員、そしてまた、特別職の部分を含めてでございますが、トータルで 15,000,000 円の削減になる見込みではあります。42,000,000 円に対する、交付税の方で新たな行財政改革部分に見合う実績を加味された部分が 25,000,000 円ほどになりますので、実質的には、まだ 2,000,000 円ほど財源としては不足することにはなるわけではあります。概ね財源的には職員の、国の方で進めている交付税の中での減額分には、大体、財源確保ができる見込みになっているという状況にあるものでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

組合との協議の関係でございますが、組合との協議の方は終わっておりまして、合意いたしております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この給料月額を見てもみますと、職員1人当たり年100,800円となって、資料にその概要が示されているわけでございます。

例えば、これは給料だけですが、このほかに、給与といった場合には手当が加わるということになるかと思っておりますが、この手当を加えた分については、どのような計算方法になってくるのでしょうか。

また、12月のボーナスを削減した場合と、削減がない場合の合計額は、年どれくらいの影響額が出るのか、計算があればお示しをいただきたいと思っております。

また、一時的な減額になる条例なわけですが、例えば、平成26年3月31日に退職する職員の方もあろうかと思えますけれども、そういったような方々への退職手当への跳ね返りはどのような形になってくるのか、その見通しについてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

手当の関係ですけれども、手当は総額で670,000円ほど、1人当たり4,000円くらい、特に時間外勤務手当が540,000円と一番大きいわけですが、全手当で大体そのくらいの計算になるかと思込んでございます。

それから、期末勤勉手当についてですけれども、期末勤勉手当には、改めて減額する場合には減額率を定めなければなりませんので、その試算ということにもなりません。期末勤勉手当につきましては、減額する場合でも、今回の減額前に戻してからの減額率で計算するというように示されておりますので、一概に言えないのですが、今3.6パーセントを仮に減額した給料月額で、そのまま12月の期末勤勉手当を計算した場合は3,600,000円ほど、一人26,000円くらいになるかと思込んでございます。

それから、退職手当の関係につきましては、今回の条例では減額については適用しない、本則の、減額前でということ規定してございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありません。

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、葛巻町定住促進住宅条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

初めての条例でございますので、確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

第3条の入居期間の限度でございますが、更新を含めても5年となっておりますが、この条文のまま厳格に対応されるのかどうか。

それから、入居条件でございますが、市区町村税を滞納していないことが条件。それから、もうひとつには、町内定住の意志があることが条件。この二つの部分でございますが、例えば、滞納等については、町外からの移住者の部分が考えられると思っておりますが、こういったような確認方法等はどのような形で、何年分滞納していれば良いとか悪いとか、おそらく細目にはあるのではないかと思っておりますが、こういったような関係はどうでしょうか。あと、町内定住の意志が条件でございますけれども、どのような意志の確認方法と申しますか、そういったような部分では、どのような形で持っていけるのか。

それから、附則で公布の日から施行するというようなことになっておりますので、こういったような部分については、町民への公募は、いつから、どのような形で始めていくのか、お知らせをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今回の条例では、最高で5年ということになってございます。今回、3棟ということで、多い数ではございません。そういった中では、条例上は町内に住んでいる方も、町外から来る方も対象にはなるものでございますが、棟数がまだ少ないということで、当面は町外から来る方で、問い合わせのあるような方等を優先してというようなことで考えております。そういった中では、5年くらい住む間に、住む家を準備していただくとか、そういったことも想定する中で、一時的な住まいというようなことも想定している中で、5年というようにさせていただいたところでございます。

昨日の質問でもございましたが、今後、町内にそういうものの整備をさらに進めていく中で、棟数が増えていった段階では見直すというようなことも考えられるかと思っておりますが、現時点では5年ということスタートしたいというように考えてございます。

それから、二つ目の、定住の意志はどのように確認するかということでございますが、

これまでも定住関係の補助金等も出していますが、これは確認といっても、なかなか難しいですので、宣誓書的なもの、意志がありますというような書類をいただくという程度になるのではないかと思います。

それから、税についてですが、他市町村等の例を見ますと、租税公課に滞納がないことですか、国税、県税、町税について滞納がないことというようなどころにしているところもございます。

こちらでは、町内に住んでいる方については確認しやすいわけですが、町外から移住してくる際には、なかなか、そういう確認が難しい部分がございます。そういった中で、市区町村税ということは、前住地の自治体の部分については確認がしやすい、本人から納税証明書をいただければ、滞納があるかないか、前住地の分については確認できますので、そういった部分の確認をしたいというように考えているところでございます。

あと、条例は公布の日から施行するというようになってございます。先ほど申し上げましたとおり、そういう意味で、町営住宅のように、まず、公募をしてということではなくて、そういうご相談をいただいたような町外の方から対象として、対応していきたいというように考えているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、葛巻町定住促進住宅条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

当局の方々は、退席していただいて結構であります。

(休憩時刻 11時54分)

(再開時刻 11時55分)

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11、陳情第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書を議題とします。

事務局長から、陳情書の朗読を求めます。

**議会事務局長（澤口節子さん）**

それでは、朗読いたします。

平成25年5月24日付で、盛岡市神明町、鈴木ビル2階、日本労働者協同組合（ワークズコープ）連合会センター事業団盛岡中央事業所所長、横山寿和様から提出されております。

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書。

陳状趣旨、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書を貴議会において採択いただき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣宛にご提出いただきますよう、陳情いたします。

陳情事項は、協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けています。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

だれもが、希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方をめざす協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

貴議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出していただくことをお願い申し上げます。

以上、朗読を終わります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

局長からの朗読が終わりました。

各委員からの意見を伺いたいと思います。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この中身を見てみますと、いろいろな資料が添付されております。このことを踏まえれば、中身的には何も反対する理由は見当たらないかと、私は思います。どちらかと言えば、福祉の団体の一環のような感じもいたしますし、また、福祉に携わる弱者の方々が、ここで大変働いているような感じもいたしますので、できればお諮りをしていただきながら、私は賛同してもいい内容ではないかと思っております。提出者がおりませんので聞くわけにはいきませんが、ただ、この資料から類推をいたしますと、そのような感じがする一人でございます。国会議員の系列から、各県の状況などまでつぶさに入っておりますので、そのようなことから、私は採択すべきものではないかという意見の一人でございます。



## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、これから採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

陳情第6号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書は、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、陳情第6号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書に関し、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（休憩時刻 12時03分）

（再開時刻 12時04分）

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発委案第3号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長から、発委案第3号について朗読を求めます。

## 議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、意見書を朗読いたします。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書。

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大

させ、社会問題となり、経済や雇用、産業や地方など様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など、様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けており、上記の社会問題解決の手段のひとつとして、大変注目を集めております。

また、東日本大震災の被災地での仕事おこしにおいても、この法律が復興の一翼を担えるものと確信しております。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として介護保険事業などの事業者登録できない、入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働者協同組合、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブについての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用、労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人のつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方をめざす協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことや、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

多くの市民や働く人たちが自ら事業法人をおこしやすい制度で、そこで働く者一人ひとりが社会保険制度の適用を受け、また、社会性、公益性、平等性を掲げる理念に立脚した、協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月18日、葛巻町議会。

裏をご覧ください。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書の提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、新藤義孝殿。厚生労働大臣、田村憲久殿。経済産業大臣、茂木敏充殿。衆議院議長、伊吹文明殿。参議院議長、平田健二殿。

以上、朗読を終わります。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

各委員からの意見を伺いたいと思います。

( 「なし」の声あり )

お諮りします。

質疑、討論を省略し、これから採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

発委案第3号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出について、委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。

したがって、18日の最終本会議に委員会発議することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託されました事件の審査は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

これをもって、輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦労様でした。

( 閉会時刻 12時12分 )